

**宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）に関する
パブリックコメントのご意見及び県の考え方**

- 意見募集期間：令和 6 年11月 1 日（金）から12月16日（月）まで
- 意見件数：2 件（提出者 2 名）

No.	ご意見等	県の考え方
1	<p>今回の規制区域の指定等により、残土処理場の確保が更に困難をきたすのではないかと大変危惧しています。今回の基礎調査の結果を見ますとほぼ全域が規制区域に入っており、今後、この基礎調査をもとに規制区域を決定していくと思いますが、地元町村及び関係団体等ともしっかり協議、検討をして頂き、地域において安心・安全な残土処理場の確保をお願いしたいと思います。</p> <p>今回の規制強化により地域の方々に残土処理場を造ることがいかにも良くないことだとイメージされることが一番心配です。残土処理場を造ることにより、今、課題となっている荒廃農地の解消等のメリットがあることもご了承いただければと思います。</p>	<p>法律に基づき規制区域を指定するものではありますが、残土処分場などの造成を禁止するものではなく、盛土・切土・土石の堆積の安全性を確保するものですので、制度についてご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
2	<p>今回のいわゆる盛土規制法の施行に関し、当該法の導入に至った経緯や趣旨は十分に理解するものではありませんが、一方で、これまでの関係法令による規制に加えて更なる上乘せ規制が設けられることには、不安を覚える企業も少なからずいる状況にあります。</p> <p>適法に設置された既存施設（ストックヤード）に関しては県への「届出」で足りる部分が多いとは言え、盛土規制法の運用に当たっては、県・中核市においても、当業界の事業活動を抑制するものとならないよう強く希望するものです。</p>	<p>制度の趣旨についてご理解いただきありがとうございます。事業実施に当たって過度な負担とならないよう、盛土規制法の運用について検討を進めてまいります。</p>